

令和 7 年高取町議会第 1 回定例会提案理由説明

本定例会に上程いたします議案は、発議案件 2 件、同意案件 1 件、報告案件 1 件、議決案件 2 1 件、合計 2 5 件です。

なお、各議案につきましては、後日各委員会に関係課長から詳細を説明いたします。

日程 4 「発第 1 号 高取町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、条例の一部を改正するものです。

＜議会事務局＞

日程 5 「発第 2 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出について」

- ・地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出するものです。

日程 6 「同第 1 号 高取町農業委員の任命について」

- ・農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、高取町農業委員の任命について、議会の同意を求めるものです。

日程 7 「報第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年 1 月 3 1 日専決）（令和 6 年度高取町一般会計補正予算（第 7 号））」

- ・地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分について、同条第 3 項の規定により、議会に報告するとともに、その承認を求めるものです。

歳入歳出予算の補正

補正予算額	43,431千円
(財源内訳)	
国庫支出金／国庫補助金	43,431千円

補正後予算総額	4,536,346千円
---------	-------------

《予算委員会》

- ・「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、支給対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円、家計急変世帯に3万円の追加給付を行うため、各費目合計42,573千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・国の令和7年度予算概算要求に計上されていた「妊婦のための支給給付のためのシステム構築・改修費」について、令和6年度に前倒しして対応されることとなったため、委託料858千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

日程8 「議第1号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第8号）」

①歳入歳出予算の補正

補正予算額	202,574千円
(財源内訳)	
地方交付税／地方交付税	45,075千円
分担金及び負担金／負担金	482千円
国庫支出金／国庫負担金	12,660千円
国庫支出金／国庫補助金	22,933千円
県支出金／県負担金	3,045千円
県支出金／県補助金	99,255千円

繰入金／繰入金	9, 1 2 4 千円
町債／町債	1 0, 0 0 0 千円

②繰越明許費

総務費／総務管理費／公式マスコットキャラクター募集事業	1 8 0, 0 0 0 円
総務費／総務管理費／ごみ袋引換券配布事業	1 0, 6 6 7, 0 0 0 円
総務費／統計調査費／町道未登記処理事業	4, 5 0 0, 0 0 0 円
衛生費／保健衛生費／火葬炉設備 1 号炉修繕事業	1, 3 5 3, 0 0 0 円
衛生費／清掃費／塵芥収集用 2 トンダンプトラック購入事業	7, 3 9 8, 0 0 0 円
農林商工費／農業費／ため池防災対策計画事業	9 5, 0 0 0, 0 0 0 円
土木費／道路橋梁費／町単道路維持補修事業	2 3, 5 0 0, 0 0 0 円
土木費／都市計画費／下水道会計繰出金	1 6, 4 4 5, 0 0 0 円
土木費／都市計画費／都市計画整備事業費	3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
消防費／消防費／トイレカー購入事業	9, 9 1 1, 0 0 0 円
教育費／教育総務費／旧高取町立育成幼稚園除去工事	3 3, 7 0 0, 0 0 0 円
合計	2 3 2, 6 5 4, 0 0 0 円

③地方債の補正

急傾斜地崩壊対策事業	1, 8 0 0 千円
火葬場整備事業	3, 3 0 0 千円
防災対策事業	4, 9 0 0 千円
合計	1 0, 0 0 0 千円

補正後予算総額	4, 7 3 8, 9 2 0 千円
---------	--------------------

《予算委員会》

- ・一般管理費において、急傾斜地崩壊対策事業の事業計画の確定に伴い、事業費が増加したため、負担金、補助及び交付金 1, 850 千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費において、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、地域の実情等に応じた物価高対策の推進を目的として、町内全戸にごみ袋引換券を配布するため、各費目合計 10, 667 千円を増額補正するものです。

＜住民課＞

- ・社会福祉総務費において、令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金について、超過交付されていたことに伴い、償還金、利子及び割引料 218 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・重層的支援体制整備事業費において、重層的支援体制整備事業の介護保険特別会計から一般会計への組み替えを行うため、各費目合計 23, 750 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・老人福祉費において、介護システムの改修を行うとともに、介護予防・日常生活支援総合サービス費用の増額、令和 6 年度の介護報酬改定による介護サービス費の上昇及び介護サービスの全体的な需要が増えたことによる給付費の増加に対応するため、介護保険特別会計への繰出金 8, 258 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・障害福祉費において、補装具給付申請数の増加、精神障害者医療に係る対象数の増加、障害福祉サービスの利用者数及び利用量の増加、令和 6 年 4 月の報酬改定によるサービス費の上昇に対応するため、扶助費 19, 000 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・児童措置費において、私立保育所・認定こども園運営費、公立保育所・認定こども園運営費について、国・町基準私立保育所保育料の増加及び人事院勧告による公定価格の増加に伴い、扶助費 8, 550 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費において、令和５年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の精算に伴う返還金として、償還金、利子及び割引料 9, 5 7 5 千円を増額補正するものです。

＜新型コロナワクチン接種対策推進室＞

- ・農地費において、ため池防災対策計画事業について令和７年度当初に耐震性調査 1 4 池を国に対して予算要求していたところ、国の令和６年度補正予算でため池耐震性調査 9 5, 0 0 0 千円が予算措置されたことに伴い、委託料 9 5, 0 0 0 千円を増額補正するものです。

＜まちづくり課＞

- ・観光費において、「町家の雛めぐり」が令和５年度で終了したことを受け、商工会が中心となり実行委員会が結成され、新たに令和６年度から「高取城下町家のひな祭り」が開催されることに對して補助するため、負担金、補助及び交付金 2 0 0 千円を増額補正するものです。

＜まちづくり課＞

- ・災害対策費において、国の令和６年度補正予算で新しい地方経済・生活環境創生交付金が創設されたことに伴い、地域防災緊急整備型として、避難所の生活環境を抜本的に改善するための取組としてトイレカーを購入するため、備品購入費 9, 9 1 1 千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

- ・給食センター費において、学校給食特別会計の補正に伴い、繰出金 1, 8 0 0 千円を増額補正するものです。

＜教育委員会＞

- ・基金費において、令和７年度及び令和８年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費が普通交付税で財源措置されたことに對し、次年度以降の償還に充てる減債基金に積立てを行うため、積立金 1 3, 7 9 5 千円を増額補正するものです。

＜総務課＞

日程 9 「議第 2 号 令和 6 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」

《保険事業勘定》

歳入歳出予算の補正

補正予算額 81,336 千円

(財源内訳)

保険料／介護保険料	459 千円
国庫支出金／国庫負担金	16,300 千円
国庫支出金／国庫補助金	△1,470 千円
支払基金交付金／支払基金交付金	25,785 千円
県支出金／県負担金	14,087 千円
県支出金／県補助金	△3,405 千円
繰入金／一般会計繰入金	8,509 千円
繰入金／基金繰入金	21,071 千円

補正後予算総額 1,001,545 千円

《予算委員会》

- ・一般管理費において、介護システム改修を行うため、委託料 462 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費及び高額介護サービス等費において、令和 6 年度の介護報酬改定による介護サービス費の上昇及び介護サービスの全体的な需要が増えたことによる給付費の増加に対応するため、負担金、補助及び交付金 93,500 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・介護予防・生活支援サービス事業費において、介護予防・日常生活支援総合サービス費用（1 号訪問・通所事業）の増加に伴い、負担金、補助及び交付金 2,000 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・一般介護予防事業費及び包括的支援事業費において、重層的支援体制整備事業の一般会計への組み替えを行うため、各費目合計 19,130 千円を減額補正するものです。

＜福祉課＞

- ・一般会計繰出金において、重層的支援体制整備事業の一般会計への組み替えを行うため、繰出金 4, 504 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

《サービス事業勘定》
歳入歳出予算の補正

補正予算額 0 千円

補正後予算総額 5, 516 千円

《予算委員会》

- ・重層的支援体制整備事業を一般会計に組み替え補正するため、一般管理費の各費目合計 555 千円及び介護予防支援事業費の委託料 4, 065 千円を減額補正し、一般会計繰出金の繰出金 4, 620 千円を増額補正するものです。

＜福祉課＞

日程 10 「議第 3 号 令和 6 年度高取町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」

補正予算額 1, 800 千円

（財源内訳）

繰入金／繰入金 1, 800 千円

補正後予算総額 24, 800 千円

《予算委員会》

- ・学校給食管理費において、給食材料費の高騰に対応するため、原材料費 1, 800 千円を増額補正するものです。

＜教育委員会＞

日程 1 1 「議第 4 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」

収益的支出の補正

補正予算額 0 千円

補正後予算総額 1 6 0, 8 6 3 千円

《予算委員会》

- ・令和 7 年 6 月支給対象職員の変更に伴う職員人件費（賞与引当金、法定福利引当金）が増額となるため、予備費を 1, 0 0 0 千円減額し、賞与引当金繰入を 1, 0 0 0 千円増額するものです。

<事業課>

日程 1 2 「議第 5 号 令和 7 年度高取町一般会計予算」

《予算委員会》

令和 7 年度歳入歳出予算総額	4, 4 3 0, 0 0 0 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	4, 1 1 3, 5 0 0 千円	
増 減	3 1 6, 5 0 0 千円	7. 6 9 %

日程 1 3 「議第 6 号 令和 7 年度高取町国民健康保険特別会計予算」

《予算委員会》

令和 7 年度歳入歳出予算総額	8 5 6, 6 9 5 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	8 8 7, 3 9 6 千円	
増 減	△ 3 0, 7 0 1 千円	△ 3. 4 6 %

日程 1 4 「議第 7 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計予算」

《予算委員会》

(保険事業勘定)

令和 7 年度歳入歳出予算総額	9 8 5, 6 9 4 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	9 0 3, 8 8 4 千円	
増 減	8 1, 8 1 0 千円	9. 0 5 %

(介護サービス事業勘定)

令和 7 年度歳入歳出予算総額	5, 1 4 3 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	5, 5 1 6 千円	
増 減	△ 3 7 3 千円	△ 6. 7 6 %

日程 1 5 「議第 8 号 令和 7 年度高取町学校給食特別会計予算」

《予算委員会》

令和 7 年度歳入歳出予算総額	2 3, 1 0 0 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	2 3, 0 0 0 千円	
増 減	1 0 0 千円	0. 4 3 %

日程 1 6 「議第 9 号 令和 7 年度高取町後期高齢者医療特別会計予算」

《予算委員会》

令和 7 年度歳入歳出予算総額	1 5 8, 3 1 1 千円	
前年度当初歳入歳出予算総額	1 5 0, 0 2 6 千円	
増 減	8, 2 8 5 千円	5. 5 2 %

日程 1 7 「議第 1 0 号 令和 7 年度高取町下水道事業会計予算」

《予算委員会》

(収益の支出)

令和 7 年度歳入歳出予算総額	1 7 6, 3 4 6 千円
-----------------	-----------------

前年度当初歳入歳出予算総額	1 5 6 , 3 7 4 千円	
増 減	1 9 , 9 7 2 千円	1 2 . 7 7 %
(資本的支出)		
令和 7 年度歳入歳出予算総額	1 6 7 , 6 1 0 千円	
前年当初歳入歳出予算総額	1 6 7 , 7 0 4 千円	
増 減	△ 9 4 千円	△ 0 . 0 6 %

日程 1 8 「議第 1 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

《総務経済建設委員会》

- ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、各条例の一部を改正する条例を制定するものです。

【改正条例】

- ・ 高取町議会の個人情報保護に関する条例
- ・ 高取町個人情報保護法施行条例
- ・ 高取町行政不服審査会条例
- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ・ 高取町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

日程 1 9 「議第 1 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素

化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

＜総務課＞

日程20 「議第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・令和6年度の人事院勧告に基づき、各条例の一部を改正するものです。

【改正条例】

- ・一般職の職員の給与に関する条例
- ・高取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・高取町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

＜総務課＞

日程21 「議第14号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、県下統一で現行の22万円から24万円に改めるため、条例の一部を改正するものです。

＜税務課＞

日程22 「議第15号 高取町下水道条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に

係る基準を定めているところ、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準について大腸菌数に係る基準に改正するとともに、県域水道一体化事業により、本町の水道事業が奈良県広域水道企業団に移管されることに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

＜事業課＞

日程 2 3 「議第 1 6 号 高取町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について」

《総務経済建設委員会》

- ・令和 7 年 4 月から奈良県広域水道企業団が業務を開始し、水道事業が町から移管されることに伴い、各条例を廃止するものです。

【廃止する条例】

- ・高取町水道事業の設置等に関する条例
- ・高取町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・高取町水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- ・高取町水道事業給水条例
- ・高取町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

＜事業課＞

日程 2 4 「議第 1 7 号 高取町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を追加す

るため、条例の一部を改正するものです。

<総務課>

日程 2 5 「議第 1 8 号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

《総務経済建設委員会》

- ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の損害補償基礎額の引き上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

<総務課>

日程 2 6 「議第 1 9 号 工事請負契約の変更について」

《教育厚生委員会》

- ・旧育成幼稚園除去工事の際に行ったアスベスト有無の事前調査で、園舎外壁の塗装からアスベストが検出されたことにより、除去工事を実施する必要があるため、令和 6 年度中の竣工が困難となり、工期を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

<教育委員会>

日程 2 7 「議第 2 0 号 町道路線の変更について」

《総務経済建設委員会》

- ・道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、町道の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

<事業課>

日程 28 「議第 21 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する
協議について」

《総務経済建設委員会》

- ・ 地方自治法第 252 条の 6 の規定により、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を令和 7 年 3 月 31 日付けで廃止することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

＜事業課＞